

ジャパンデスクニュースレター(2-1/2)

KPMGポーランド
2025年11月

欧州炭素国境調整メカニズム(CBAM) に関する主な改正点



Anna Szczodra
パートナー、法務サービス
aszczodra@kpmg.pl



Aneta Bąk
弁護士、法務サービス
anetabak@kpmg.pl

本情報は、KPMGポーランドのリーガルアラートを要約したものです。詳細は以下のリンクより英文をご参照ください。

[CBAM mechanism revised – key changes in EU Regulation - KPMG Poland](#)

欧州連合より2025年10月8日付で発行された主な改正点

- 以下の要件を満たすCBAM対象物品の小規模輸入業者は、CBAMに規定される義務が免除される*
 - 鉄鋼、アルミニウム、肥料、セメントの年間総輸入量が50トン未満の輸入業者

(*CBAMに規定される義務)

- 事前にCBAM対象物品に関する「認可申告者」の地位を取得
- 年次CBAM申告書の提出
- 「CBAM証書」の購入および体化排出量に応じた証書の納付

- CBAM「認可申告者」の地位

- 輸入業者および間接通関代理人は、2026年3月31日までに当該地位の取得申請を行うことを条件に、当該地位を取得していくなくてもCBAM対象物品の輸入を継続することができる。

- 輸入業者に代わって報告書を提出するCBAM代理人

- CBAM「認可申告者」は、外部のサービスプロバイダーにCBAM申告書の作成・提出を委託することが可能となった。ただし、外部委託した場合でも、CBAM「認可申告者」は、CBAM規則から生じる全ての義務を履行する責任を負い続ける。

- 期限の変更

	改正後	改正前
CBAM申告書の提出およびCBAM証書の納付	9月30日	5月31日
(当局による) CBAM証書の販売開始時期	2027年2月1日	2026年1月1日
(当局による) CBAM証書の買い戻し期限	10月31日	6月31日

- 第三国で支払った排出量課金

- 実際の排出量に基づいて体化排出量の算定を行う場合、第三国で支払われた排出量課金は、納付すべきCBAM証書の数量から控除可能である。

- CBAM証書の準備比率の引き下げ

- 従来はCBAM「認可申告者」は、四半期末時点の体化排出量の80%相当のCBAM証書を購入・保有することが求められていたが、この比率が50%に引き下げられた。この体化排出量は、暦年開始以降に当該「認可申告者」が輸入した全CBAM対象物品について、附属書IVに規定された方法に基づきデフォルト値を用いて算定される。（上記、CBAM証書販売開始時期の期限変更により、2026年中は各四半期末時点でのCBAM証書の準備は不要と解される。）



ジャパンデスクニュースレター(2-2/2)

KPMGポーランド
2025年11月

KPMGの支援内容

KPMGは新たな規制・法的環境への適応を包括的に支援しております。主なサービス内容は以下の通りです：

- 改訂CBAM規則が企業活動に与える影響分析（新らたな義務の適用対象となるか否か及びその範囲の評価、CBAM対象物品の特定、新要件を踏まえたサプライチェーン分析を含む）
- 輸入品に関するCO₂排出量データの収集・報告手順の策定
- CBAM証書の取得に関する助言
- 規制の解釈・適用に関する税関・環境当局との連絡支援
- 必要書類・申告書の作成・提出支援
- CBAM規則遵守のための社内プロセスの見直しと最適化
- 潜在的なコストやペナルティーを最小限に抑えるためのリスクの特定と対策の提案

KPMGポーランド 日本企業部門の問い合わせ先

このテーマは過去のウェビナーでも取り上げておりますので、以下のリンクもご参照ください。

[ポーランド拠点の監督者・管理者向けウェビナー](#)

KPMGポーランド日本デスク ウェブページ：

[ポーランドにおける日本業務 - KPMGポーランド](#)



野村雅司
ディレクター 日本デスク
電話 : +48 604 496 342
E: mnomura1@kpmg.pl

